災害時における協力に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と大阪府クリーニング生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大阪府域において地震等の災害発生時（以下「災害時」という。）における協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、府民の衛生的な生活環境を確保するため、甲が乙に協力を要請し、協力を円滑に行えることを目的とする。

（協力支援内容）

第２条　乙の協力支援の内容は、次のとおりとする。

（１）被災者等からの寝具類等のクリーニング依頼に係る優先受入

（２）洗濯物の出張受取・受渡

（３）被災者等の寝具類等のクリーニングサービスの提供

（４）その他必要とする事項

（要請）

第３条　甲は、災害時において、乙に対し、協力を要請する。

２　甲の要請は、要請者、要請の理由及び内容等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

（実施）

第４条　乙は、甲からの協力の要請を受けた場合、可能な範囲で協力に応じる。

２　乙は、協力を実施した場合には、甲に報告を行う。

（費用）

第５条　乙の協力に係る経費については、災害救助法の規定により甲が負担すると認めたものを除き、乙が負担する。ただし、関係市町村が経費を負担することを妨げるものではない。

（協力）

第６条　乙は、平常時における甲の防災啓発及び防災訓練の取組につき、可能な範囲で協力する。

（連絡体制）

第７条　この協定の運用が円滑に行われるよう、甲は大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課、乙は大阪府クリーニング生活衛生同業組合事務局の間で、適切に連絡を取れる体制を構築する。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定書は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１カ月前までに甲又は乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、当該期間を１年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年９月15日

甲　大阪府

大阪府知事　　吉村　洋文

乙　大阪府クリーニング生活衛生同業組合

理事長　　泰地　偉夫